

環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会  
(事務局:気候変動対策認証センター)御中

平成24年 9月18日

## オフセット・クレジット(J-VER)プロジェクト登録依頼書

オフセット・クレジット(J-VER)制度における妥当性確認が終了しましたので、プロジェクト登録を依頼します。

プロジェクト名 <sup>1</sup>				
北海道浦河町有林間伐促進吸収プロジェクト～優駿を育む森づくり～				
【依頼者】プロジェクト代表事業者				
事業者名(フリガナ)	浦河町(ウラカワチョウ)		北海道浦河郡浦河町長印	
住所	北海道浦河郡浦河町築地1丁目3番1号			
代表者氏名	池田 拓	代表者役職		町長
担当者氏名	柳谷 健一	担当者所属部署・役職		農林課・参事
担当者 E-mail	yanagiya.kenichi@town.urakawa.hokkaido.jp	担当者電話番号	0146-26-9017	
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者				
プロジェクト事業者名	同上			
プロジェクト参加者名	該当なし			
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者				
事業者名(フリガナ)	浦河町(ウラカワチョウ)			
	以下のうち当てはまる項目に☑ <input checked="" type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト代表事業者である。 <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト事業者である。 <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト参加者である。			
妥当性確認機関				
妥当性確認機関名	SGS ジャパン株式会社			

<sup>1</sup> プロジェクト名は、抽象的な表現を避け、「〇〇県△△事業者による□□(排出削減技術)を用いた温室効果ガス排出削減事業」のように、先にプロジェクト実施場所やプロジェクト事業者名を入れる等により、第三者に事業内容が伝わりやすいものとしてください。但し、事業の愛称やキャッチコピーをサブタイトルとしてつけていただくことは可能です。

プロジェクト情報			
プロジェクト概要 <sup>2</sup>	<p>(具体的な内容を簡潔に記載すること。)</p> <p><b>【プロジェクトの目的・内容】</b></p> <p>目的: 浦河町は、北海道日高振興局管内南部に位置し、雄大な日高山脈を背に広大な太平洋に面し、海洋性気候の影響で夏は涼しく、冬は温暖なため、豊かで住みよい自然環境に恵まれています。</p> <p>この気候と豊かな自然環境を活用し、サラブレッド(競走馬)の生産・育成が盛んに行われ、五冠馬シンザンをはじめ幾多の名馬を輩出しています。</p> <p>豊かな自然環境を維持するためには、本町の総面積の約 80%を占める森林の経営活動を活発に行う必要があります。</p> <p>このため、J-VER 制度を活用し、浦河町有林の持続的な管理・経営の推進により、森林のもっている様々な公益的機能を総合的かつ高度に発揮し、豊かな自然環境を守るとともに、優れたサラブレッド(優駿)の生産・育成を図ります。</p> <p>内容: 優駿を育む森林において、2007 年度～2010 年度に森林経営活動(間伐)を実施することにより、対象となる森林において CO2 吸収量の増大を図る。</p> <p><b>【適格性基準との整合性】</b></p>		
	1	森林・林業基本法	<input type="checkbox"/>
2	森林法	<input type="checkbox"/>	■第 5 条地域森林計画 ■第 11 条森林施業計画 ■その他(具体的に: 土砂流出防備保安林)
3	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(間伐等促進法)	<input type="checkbox"/>	■
4	種の保存法	■	<input type="checkbox"/>
5	鳥獣保護法	■	<input type="checkbox"/>
6	騒音規制法	■	<input type="checkbox"/>
7	景観法	■	<input type="checkbox"/>

<sup>2</sup> プロジェクト概要は、プロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA/QC 体制等に関する内容を 2 ページ以内で具体的に記述してください。

8	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	■	<input type="checkbox"/>
9	環境影響評価法	■	<input type="checkbox"/>

【法令遵守状況】

		該当しない	該当する*
1	森林・林業基本法	<input type="checkbox"/>	■第 9 条森林所有者としての責務 □その他(具体的に: )
2	森林法	<input type="checkbox"/>	■第 5 条地域森林計画 ■第 11 条森林施業計画 ■その他(具体的に:土砂流出防備保安林)
3	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(間伐等促進法)	<input type="checkbox"/>	■
4	種の保存法	■	<input type="checkbox"/>
5	鳥獣保護法	■	<input type="checkbox"/>
6	騒音規制法	■	<input type="checkbox"/>
7	景観法	■	<input type="checkbox"/>
8	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	■	<input type="checkbox"/>
9	環境影響評価法	■	<input type="checkbox"/>

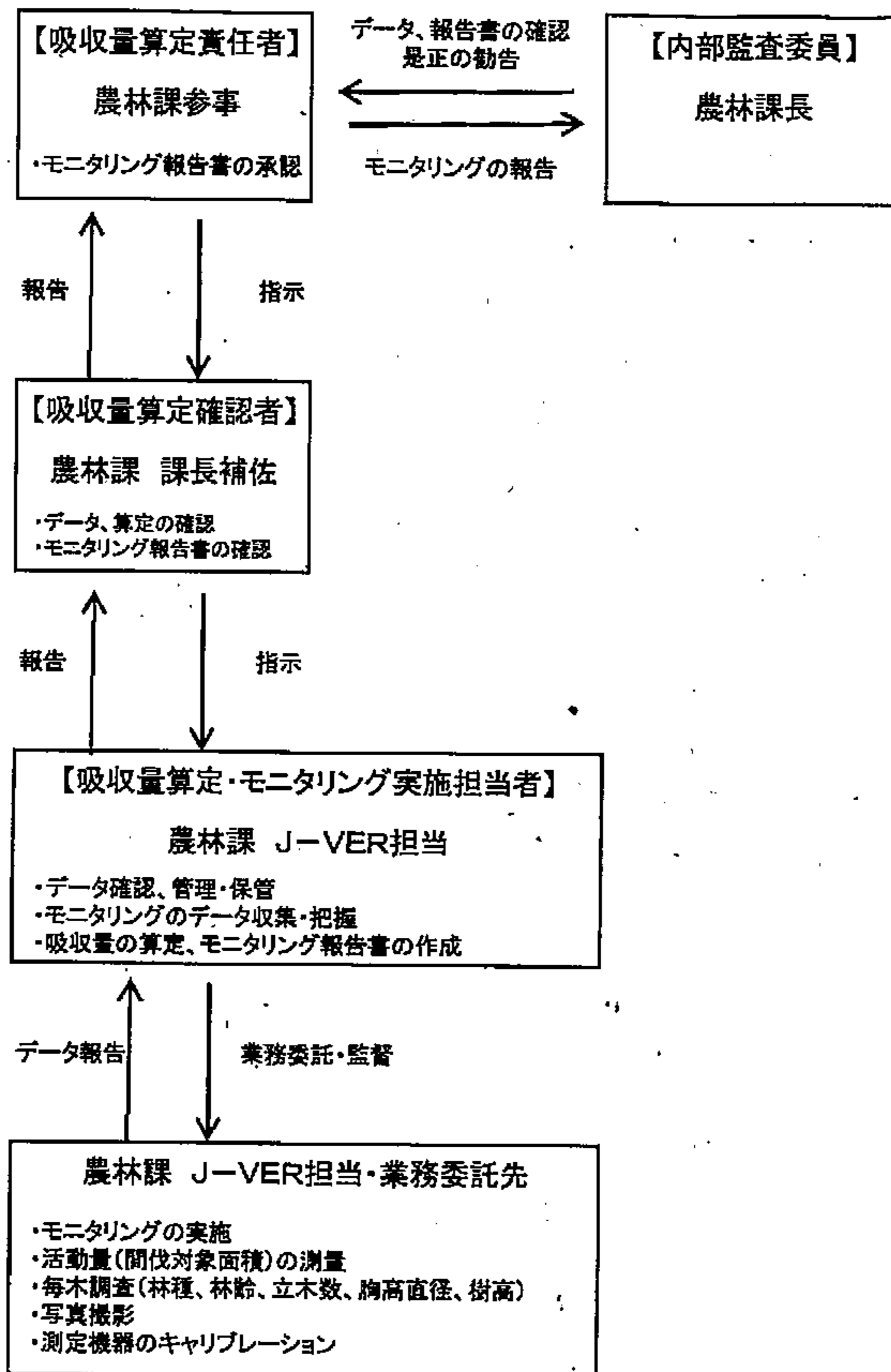
【採用技術】

機器名	メーカー名	耐用年数	導入時期	備考	管理者
PathfinderProXT	Trimble	5	平成 24 年 10 月	面積測量機	浦河町
PathfinderPro6T	Trimble	5	平成 24 年 10 月	面積測量機	浦河町
PathfinderPro6H	Trimble	5	平成 24 年 10 月	面積測量機	浦河町
ProXT Recon	Trimble	5	平成 20 年 12 月	面積測量機	業務委託先
VERTEX IV TRANSPONDERT3	ハグロフ	5	平成 20 年 7 月	樹高測定器	浦河町
括約目盛付輪尺	HISANAGA	5	平成 43 年 9 月	胸高直径測定器	浦河町
チェーンソー	ハスクバーナ	8	平成 17 年 4 月	間伐施業機	業務委託先

【モニタリング方法】

モニタリング パラメータ	モニタリングパターン	選択の理由
-----------------	------------	-------

	活動量	<input type="checkbox"/> 森林 GIS	
		<input checked="" type="checkbox"/> 実測	
	拡大係数	<input type="checkbox"/> 実測	
		<input checked="" type="checkbox"/> 公表資料、学術論文等	「京都議定書3条3及び4の下でのLULUCF活動の補足情報に関する報告書」で示された数値を使用する。
	収穫予想表	<input type="checkbox"/> システム収穫表 (LYCS 等)	
		<input checked="" type="checkbox"/> 文献・資料 (行政機関の資料・学術論文等)	文献名: 北海道の「森林計画照査情報処理要領付録第6号樹種・地位別蓄積樹高管理表」 該当ページ: 附 36・39・48 ページ “添付資料4”
<p>【GHG 算定式の方法論への準拠性】 すべて準拠する。</p> <p>【モニタリング体制】</p>			



**【QA / QC 体制】**

(1) 教育訓練

モニタリング開始前に、責任者・確認者・担当で勉強会を行い制度の理解を深める。また、モニタリングは J-VER 担当者及び外部の業務委託先が実施するため、責任者から J-VER 担当者及び業務委託先へ制度の理解を徹底する。

(2) 情報の保管

使用した全てのデータは、文書化し実務担当者が平成 35 年 3 月 31 日まで保管する。また、電子データ化及びバックアップも行い実務担当者が平成 35 年 3 月 31 日まで保管する。

(3) データの確認

	<p>データの確認は、J-VER 担当者及び業務委託先からの報告をモニタリング実施担当者複数名により確認を実施するとともに、確認者と実施担当者で読み合わせ等の確認を実施する。また、責任者と確認者で確認を実施する。</p> <p>(4)内部監査</p> <p>内部監査委員は、品質保証の観点から、記録の中から任意にデータを抽出し、記録・入力・確認が行われているか、方法論やガイドラインに準拠しているかを確認する。また、問題点がある場合には是正を勧告し修正後再度確認する。なお、内部監査委員は、プロジェクト実施に携わらない農林課長が担当する。</p> <p>(5)測定機器の維持・管理</p> <p>測定機器の維持・管理は、モニタリング実務担当者が点検記録表を作成するなど測定機器の適正な維持・管理を行う。</p> <p>また、モニタリングの一部は外部へ委託するため、モニタリング実務担当者が業務委託先へ制度の理解を徹底し、測定機器の適正な維持・管理を行う。</p>																																																																																																									
<p>プロジェクト実施場所</p>	<p>(プロジェクト実施場所が複数ある場合は、全ての住所を表形式等で記述する。)</p> <table border="1" data-bbox="541 1175 1541 2125"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>住所</th> <th>林小班</th> <th>モニタリング No.</th> <th>グループ No.</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>浦河町荻伏町652-1</td><td>9-5</td><td></td><td>1</td></tr> <tr><td>2</td><td>浦河町荻伏町652-1</td><td>9-6</td><td></td><td>1</td></tr> <tr><td>3</td><td>浦河町荻伏町652-1</td><td>9-7</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>4</td><td>浦河町荻伏町652-1</td><td>9-8</td><td></td><td>1</td></tr> <tr><td>5</td><td>浦河町荻伏町652-1</td><td>9-9</td><td></td><td>1</td></tr> <tr><td>6</td><td>浦河町荻伏町652-1</td><td>9-10</td><td></td><td>1</td></tr> <tr><td>7</td><td>浦河町字野深540-1</td><td>67-6</td><td>2</td><td>2</td></tr> <tr><td>8</td><td>浦河町字野深540-1</td><td>67-9</td><td></td><td>2</td></tr> <tr><td>9</td><td>浦河町字野深540-1</td><td>68-11</td><td></td><td>3</td></tr> <tr><td>10</td><td>浦河町字野深540-1</td><td>69-25</td><td>3</td><td>3</td></tr> <tr><td>11</td><td>浦河町字野深540-1</td><td>70-34</td><td></td><td>3</td></tr> <tr><td>12</td><td>浦河町字野深540-1</td><td>70-39</td><td></td><td>3</td></tr> <tr><td>13</td><td>浦河町字野深444-29</td><td>80-4</td><td></td><td>4</td></tr> <tr><td>14</td><td>浦河町字野深444-29</td><td>80-5</td><td>4</td><td>4</td></tr> <tr><td>15</td><td>浦河町字野深444-29</td><td>81-4</td><td></td><td>4</td></tr> <tr><td>16</td><td>浦河町常盤町228</td><td>192-17</td><td></td><td>5</td></tr> <tr><td>17</td><td>浦河町常盤町228</td><td>192-18</td><td></td><td>5</td></tr> <tr><td>18</td><td>浦河町常盤町228</td><td>192-40</td><td></td><td>5</td></tr> <tr><td>19</td><td>浦河町常盤町228</td><td>192-41</td><td>5</td><td>5</td></tr> <tr><td>20</td><td>浦河町常盤町228</td><td>192-49</td><td></td><td>5</td></tr> </tbody> </table>	No	住所	林小班	モニタリング No.	グループ No.	1	浦河町荻伏町652-1	9-5		1	2	浦河町荻伏町652-1	9-6		1	3	浦河町荻伏町652-1	9-7	1	1	4	浦河町荻伏町652-1	9-8		1	5	浦河町荻伏町652-1	9-9		1	6	浦河町荻伏町652-1	9-10		1	7	浦河町字野深540-1	67-6	2	2	8	浦河町字野深540-1	67-9		2	9	浦河町字野深540-1	68-11		3	10	浦河町字野深540-1	69-25	3	3	11	浦河町字野深540-1	70-34		3	12	浦河町字野深540-1	70-39		3	13	浦河町字野深444-29	80-4		4	14	浦河町字野深444-29	80-5	4	4	15	浦河町字野深444-29	81-4		4	16	浦河町常盤町228	192-17		5	17	浦河町常盤町228	192-18		5	18	浦河町常盤町228	192-40		5	19	浦河町常盤町228	192-41	5	5	20	浦河町常盤町228	192-49		5
No	住所	林小班	モニタリング No.	グループ No.																																																																																																						
1	浦河町荻伏町652-1	9-5		1																																																																																																						
2	浦河町荻伏町652-1	9-6		1																																																																																																						
3	浦河町荻伏町652-1	9-7	1	1																																																																																																						
4	浦河町荻伏町652-1	9-8		1																																																																																																						
5	浦河町荻伏町652-1	9-9		1																																																																																																						
6	浦河町荻伏町652-1	9-10		1																																																																																																						
7	浦河町字野深540-1	67-6	2	2																																																																																																						
8	浦河町字野深540-1	67-9		2																																																																																																						
9	浦河町字野深540-1	68-11		3																																																																																																						
10	浦河町字野深540-1	69-25	3	3																																																																																																						
11	浦河町字野深540-1	70-34		3																																																																																																						
12	浦河町字野深540-1	70-39		3																																																																																																						
13	浦河町字野深444-29	80-4		4																																																																																																						
14	浦河町字野深444-29	80-5	4	4																																																																																																						
15	浦河町字野深444-29	81-4		4																																																																																																						
16	浦河町常盤町228	192-17		5																																																																																																						
17	浦河町常盤町228	192-18		5																																																																																																						
18	浦河町常盤町228	192-40		5																																																																																																						
19	浦河町常盤町228	192-41	5	5																																																																																																						
20	浦河町常盤町228	192-49		5																																																																																																						
<p>&lt;方法論 R001・R002・R003のみ&gt; プロジェクト対象面積</p>	<p>68.24ha</p>																																																																																																									
<p>プロジェクト期間</p>	<p>2007年4月1日～2013年3月31日(6年0ヶ月)</p>																																																																																																									
<p>クレジット期間</p>	<p>2008年4月1日～2013年3月31日</p>																																																																																																									

プロジェクト計画開始届提出日	2012年9月3日						
妥当性確認終了日	2012年9月18日						
想定削減・吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計 <sup>3</sup>
	t-CO2	394	502	582	565	561	2,604
適用モニタリング方法ガイドライン	オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン (森林管理プロジェクト用) ver. 4. 2						
適用方法論	方法論番号	No.R001 ver. 6. 1					
	方法論名称	森林経営活動による CO2 吸収量の増大(間伐促進型プロジェクト)					
<b>ダブルカウントの防止措置</b>							
ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者	(プロジェクト代表事業者と同一の場合は記入不要)						印

<sup>3</sup> 合計の値から少数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

ダブルカウント の防止措置内 容	<p>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 (オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)</p> <p><b>【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</b></p> <p>■ 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p>□ 以下の類似制度(電力における RPS 法を含む)に申請しています</p> <p style="margin-left: 40px;">類似制度名: _____</p> <p>□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p>□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p>□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。</p> <p style="margin-left: 40px;">理由: _____</p> <p><b>【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</b></p> <p>□ 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。</p> <p>■ 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</p> <p>※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</p>
------------------------	---



**【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】**

■ 以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。

■ ホームページ

ホームページ URL: http://www.townurakawa.hokkaido.jp/

出版物 (環境報告書/定期刊行物)

その他 具体的に:

現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。

**【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】**

■ 公的な報告・公表制度には参加していません。

以下の公的な報告・公表制度に参加しています

地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。

地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画(区域施策)の策定義務対象者(都道府県)である。

「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。

地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。

制度名: \_\_\_\_\_

その他

具体的に: \_\_\_\_\_

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。

備考欄

以上